

クレジットカードによる払込についてのご案内

クレジットカードによる払込（以下、「カード払」と言う）を申込むにあたり、カード払のスケジュール例、注意事項につきましてご案内いたします。内容をご確認くださいようお願いいたします。なお、**使用可能カードブランドは、VISA・MasterCard・JCB・AMEX・DinersClub です。**

スケジュール例

カード発行会社からの引落日：毎月27日（カードご利用の締切日：毎月末日）の場合

※引落日、締切日等のスケジュールは、カード発行会社によって異なります。

※カード発行会社の定める締切日や事務処理上の都合により、例えば、カード発行会社が2カ月分の保険料を同時に振替える場合や、保険料の振替がない月が発生する場合があります。

例1) カード払/月払として生命保険契約をお申込

1月	2月	3月	4月	5月
18日	18日	18日 27日	18日 27日	18日 27日
● 申込書類受付等の確認	● 2月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 3月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 4月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 5月分保険料カード発行会社へ与信確認
● 保険契約の成立	● 2月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 2月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 3月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 4月分保険料カード発行会社へ与信確認

例2) 口座振替/月払の契約を2月分保険料からカード払/月払へ変更

1月	2月	3月	4月	5月
15日 27日	18日	18日 27日	18日	18日 27日
● 口座振替の請求	● 2月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 3月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 4月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 5月分保険料カード発行会社へ与信確認
● カード情報登録	● 2月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 2月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 3月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 3月分保険料カード発行会社へ与信確認
● 1月分保険料口座振替	● 2月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 2月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 3月分保険料カード発行会社へ与信確認	● 3月分保険料カード発行会社へ与信確認

※カード発行会社の定める締切日や事務処理上の都合により2カ月分の保険料を同時に振替える場合や、保険料の振替がない月が発生する場合があります。

注意事項

●カード払への変更は、直後の請求月からの変更となります。変更前の保険料払込方法が団体扱の場合、団体への最終請求月翌月からの変更となります。

●同一カードで2件以上の保険料をお払込みいただく場合、カード発行会社からのご利用明細上は、ご契約単位で別々に表示されます。

●保険料は、払込期月の与信確認日（クレジットカードのご利用枠を確保する日）に領収するものとし、カード発行会社に請求いたします。カード発行会社のご利用明細の利用日は「与信確認日」となり、毎月18-20日頃となります。2025年9月までは、払込期月の1日に領収するものとし、カード発行会社に請求いたします。カード発行会社のご利用明細の利用日は「1日」となります。

●保険料請求停止中の契約をカード払へ変更する場合、カード払への変更手続きと同時に保険料請求を再開いたします。

●カード払に変更する前の保険料払込方法で未払込保険料がある場合には、当社請求日前にカード情報登録が完了している、かつ未払込保険料の保険料払込猶予期間内に限り、新しくご登録されたカードでその分の保険料も含めてカード発行会社へ請求いたします。

●月払契約で当月のカード請求が、ご利用限度額超過等により一時的にご利用できなくなった場合、翌月は前月請求できなかった保険料とあわせて合計2回分の保険料をカード発行会社に請求いたします。その際、カード発行会社からのご利用明細上は、保険料払込期月単位で別々に表示されます。年・半年払契約については、翌月に同一保険料を再度請求いたします。

※翌月もご登録のカードをご利用できなかった場合、「保険料お払込のご案内（払込取扱票付き）」を送付いたします。必ず保険料払込猶予期間満了日までに保険料をお払込みください。保険料のお払込みがない場合、大切な保障を失う場合があります。（自動振替貸付適用または自動延長定期保険または自動定額払済保険へ変更となる場合もあります。）

●ご契約の失効、保険料の前納等により、長期間ご登録のカードの利用がない場合、後日保険料のお払込みが必要となった際にご登録のカードを利用できない場合があります。再度、有効なカードをご登録いただく、もしくは他の払込方法への変更手続きが必要となります。

●当月が有効期限のカードをご登録いただいた場合、初回の請求時にご利用できない場合があります。また、**ご登録のカード情報が更新された場合（カード番号や有効期限の変更など）は、更新後のカードを再度設定いただく必要がございます。**

●カード払のご契約は、保険料請求停止手続きを一切お受けできません。ご登録のカードへの請求停止を希望される場合は、他の払込方法へ変更いただく必要があります。なお、他の払込方法への変更後でも、当社からカード発行会社への請求タイミングによっては、後日カード発行会社から引落しされる場合があります。

●当社からカード発行会社へ請求済の保険料は、生命保険契約の解約等の手続きにより今後保険料のお払込みが不要となった契約を除き、請求を取消することはできません。

●生命保険契約の解約や内容変更の手続きを行った場合、カード発行会社の締切日と当社請求日との関係により、カード発行会社への請求に反映されるのは翌月以降になる場合があります。

●ご登録のカードを解約された場合でも、当社でのカード情報変更手続きを行われていない場合は、ご登録のカードへ請求いたします。請求のタイミングによっては、後日カード発行会社から引落しされる場合があります。